

# 健康増進法（抄）

（平成十四年八月二日）

（法律第百三号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 （略）

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 （略）

2 （略）

（栄養指導員）

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

（\*都道府県知事は「保健所設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」である。）

## 第五章 特定給食施設等

### 第一節 特定給食施設における栄養管理

（特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（特定給食施設における栄養管理）

第二十一条 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、第二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二條 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三條 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四條 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第八章 罰則

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 (略)

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 (略)

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

## 健康増進法施行規則（抄）

（平成十五年四月三十日）  
（厚生労働省令第八十六号）

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十一条第一項、第十二条第二項、第十五条、第二十条第一項、第二十一条、第二十六条第一項、同条第二項及び第五項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第一項並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、健康増進法施行規則を次のように定める。

### （特定給食施設）

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

### （特定給食施設の届出事項）

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

### （特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

### （特定給食施設における栄養士等）

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

### （栄養管理の基準）

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)その他関係法令の定めるところによること。

## 佐賀県健康増進法施行細則（抄）

（平成十五年四月三十日）

（佐賀県規則第四十二号）

（目的）

第一条 この規則は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）、健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）及び健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特定給食施設の事業の開始届出等）

第二条 法第二十条第一項の規定による事業の開始の届出は、様式第一号によるものとする。その事業を休止した後、再開したときも、同様とする。

（届出事項の変更及び事業の休止又は廃止の届出）

第三条 法第二十条第二項の規定による届出は、届出事項の変更の場合にあっては様式第二号に、事業を休止し、又は廃止した場合にあっては様式第三号によるものとする。

（栄養報告書の作成等）

第四条 特定給食施設の設置者は、毎年五月及び十一月に実施した給食について別に定める栄養報告書を作成し、それぞれ翌月の十日までに当該特定給食施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。

（平一八規則二八・一部改正）

（献立表等の作成等）

第五条 特定給食施設の設置者は、献立表その他栄養管理のために必要な書類として別に定める書類（以下「献立表等」という。）を作成し、三年間保存しなければならない。

2 前項の献立表等は、栄養指導員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（書類の経由）

第六条 法の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、特定給食施設及び営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所を経由して提出しなければならない。

（平一八規則二八・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

（栄養改善法施行細則の廃止）

2 栄養改善法施行細則（昭和三十三年佐賀県規則第四十二号）は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

特定給食施設開始（再開）届

年 月 日

佐賀県知事 様

設置者 住 所

氏 名



〔法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

次のとおり給食を開始（再開）しました。

1 給食施設の名称及び所在地

2 管理者の氏名

3 給食施設の種類（該当する区分に○印を付けること）

- ・学校 ・病院 ・介護老人保健施設 ・老人福祉施設 ・児童福祉施設
- ・社会福祉施設 ・事業所 ・寄宿舍 ・矯正施設 ・自衛隊
- ・一般給食センター ・その他（ ）

4 給食開始（再開）年月日

5 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

(1) 定員又は定床（ ）

(2) 食数

区 分	朝	昼	夕	その他	計
食 数					

注 予定給食数が曜日及び区分によって異なる場合は別に記入すること。

6 管理栄養士及び栄養士の員数

区 分	管理栄養士	栄養士
員 数		

\* お預かりした個人情報、適正な事務処理のために使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

様式第2号（第3条関係）

特定給食施設変更届

年 月 日

佐賀県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

次のとおり給食内容を変更しました。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

項 目		新	旧	
給食施設	名 称			
	所在地			
管 理 者 の 氏 名				
給食施設の種類				
1 日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数  〔食数が曜日及び区分に よって異なる場合は別 に記入すること。〕	定員又は定床（ ）		定員又は定床（ ）	
	区 分	食 数	区 分	食 数
	朝		朝	
	昼		昼	
	夕		夕	
	その他		その他	
	計		計	
管 理 栄 養 士 及 び 栄 養 士 の 員 数	区 分	員 数	区 分	員 数
	管理栄養士		管理栄養士	
	栄養士		栄養士	

\* お預かりした個人情報は、適正な事務処理のために使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

様式第3号（第3条関係）

特定給食施設廃止（休止）届

年 月 日

佐賀県知事 様

設置者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

次のとおり給食を廃止（休止）しました。

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 管理者の氏名
- 3 給食廃止（休止）年月日
- 4 廃止（休止）の理由
- 5 休止の場合は再開予定年月日

\* お預かりした個人情報、適正な事務処理のために使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。